診療記録の開示に関するご案内

島根県済生会江津総合病院
島根県済生会介護医療院なでしこ江津

１．受付窓口と受付時間について

１階の総合受付にてお声掛け下さい。受付時間は、平日の８時３０分～１７時１５分です。

２．診療記録開示の方法

診療記録開示請求は、原則として患者さん本人に来院頂き実施しています。
診療記録の開示申出書（様式１）に必要事項を記入頂き、身分証明書を持参の上ご来院下さい。
患者さん本人以外の方が、診療記録の開示請求を行う場合、必要書類が異なります。
遠方在住で来院困難な場合、郵送での受付も行っておりますので医事課診療情報管理係にご相談下さい。

３．診療記録開示の申出対象となる方と必要な書類等について

診療記録の開示を申し出ることができる方とその際に必要な書類は、以下の通りです。

診療記録開示の申出対象となる方	必要書類等
① 患者本人 （特別な理由が無い限り、患者さんご本人が申請して下さい）	診療記録の開示申出書（様式１） ご自身の身分証明書
②法定代理人 （親権者・未成年後見人・成年後見人）	診療記録の開示申出書（様式１） 法定代理人であることを証明する書類 法定代理人の身分証明書
③任意後見人 （診療契約に関する代理権を付与された方）	診療記録の開示申出書（様式１） 任意後見人であることを証明する書類 任意後見人の身分証明書
④患者から委任された代理人	診療記録の開示申出書（様式１） 委任状（様式２－１）または委任状（様式２－２） 代理人の身分証明書
⑤患者が成人で判断能力に疑義がある場合は 現実に患者の世話をしている二親等以内の親族	診療記録の開示申出書（様式１） 患者の判断能力疑義を証明する書類（診断書等） 親族関係を証明する書類 親族の身分証明書
⑥患者が逝去されている場合 ・患者本人の法定相続人 ・二親等以内の親族 ・特別縁故者（家庭裁判所で認められた方） （上記の法定代理人*1 または任意代理人*2）	診療記録の開示申出書（様式１） 死亡診断書の写し又は死亡届の記載事項証明書 患者との関係を証明する書類 開示申出者の身分証明書 （法定代理人であることを証明する書類）*1 の場合 （委任状（様式２－１）または委任状（様式２－２））*2 の場合

※開示請求については、親族間で十分にご相談ください。開示請求に関しての親族間でのトラブルについては、当院では一切の責任を負いかねます。
※④患者さんから委任された代理人の方が請求する場合
当院担当者より、委任状に記載された患者さんご本人の連絡先に意思確認の連絡を行わせて頂く場合があります。

４．身分証明書について

診療記録開示申出の際には、身分証明書の提示又は写しの提出をお願いしております。

顔写真・氏名・生年月日・住所の確認ができる身分証明書お持ちの方は、いずれか１点を提示又は写しの提出して下さい。顔写真付の身分証明書をお持ちでない場合には、氏名・生年月日・住所の確認できるもののうち２点を提示又は写しの提出して下さい。下表は、身分証明書として提示可能なものの一例です。

【顔写真・氏名・生年月日・住所】の確認できるもの いずれか１点を提示	【氏名・生年月日・住所】の確認できるもの いずれか２点を提示
運転免許証（運転経歴証明書）	資格確認書
マイナンバーカード	介護保険証
身体障害者手帳	年金手帳
精神障害者保健福祉手帳	住民票
療育手帳	印鑑登録証明書

５．診療情報の開示を拒みうる場合について

以下の事項に該当する場合、診療情報の全て又は一部の開示ができない場合があります。

・対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき

・診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき

・診療情報の提供、診療記録等の開示を不適当とする相当な事由が存するとき

６．診療記録の開示に係る費用について

診療記録の開示にかかる費用は、診療記録の開示申出者に請求します。費用は、以下のとおりです。

・診療記録の開示基本手数料　　１件につき　　３３０円

・診療記録の写しの交付（紙）　　１枚につき　　１１円

・診療記録の写しの交付（ＣＤ－Ｒ）　１枚につき　１，１００円

・郵送により、診療記録の交付を行う際にかかる実費郵送料。

７．診療記録の開示請求から開示内容のお渡しまでの流れ（窓口対応の場合）

①診療記録の開示申出書（様式１）等の必要書類を提出・当院担当者にて受付

②診療記録開示の可否について、病院長が決定

③診療記録開示の可否について、診療記録の開示申出者に通知

④診療記録の開示内容の交付

⑤診療記録の開示申出者に、診療記録の開示に係る費用の請求・お支払い

※郵送での開示請求の場合は、開示内容の交付前に銀行振込による費用の請求を行わせて頂きます。
費用の振込み確認後、郵送にて開示内容を郵送させて頂きます。

８．書類郵送時の宛先・お問い合わせ先

郵送による診療記録開示の際は、下記まで送付ください。

〒６９５－８５０５　島根県江津市江津町１０１６－３７

島根県済生会江津総合病院　医事課診療情報管理係

ご不明な点は、医事課診療情報管理係までご連絡ください。

電話：０８５５－５４－０１０１（代表番号）

９．準用

介護施設に関する場合は、本書中の文言を適宜、読み替えるものとします。